

第4回 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会
会議録（概要）

日 時	平成27年7月30日（木）午後2時00分～午後4時15分
場 所	豊栄のさと 2階 視聴覚室
出席者	委員（11人） 金谷健 橋本征二 大久保庄衛 松本光右 桃瀬公成 嶋中まさ子 平山奈央子 西澤一弘 七里咲江 中山進 土田雅孝（順不同）
	オブザーバー（6人） 卯田隆 宮川伸夫 北川徹 上田文夫 山田禎夫 夏原伸幸（代理）
	事務局（6人）
	コンサルタント（3名）
欠席者	なし
次 第	1 開会 2 選定委員会支援委託業者の紹介 3 委員長あいさつ 4 議題 (1) 前回委員会での指摘事項について……………資料1 (2) 公募チラシおよび要項について……………資料2 (3) 地域振興策について……………資料3 (4) ごみ処理施設の視察について……………資料4 9月の委員会の予定について (5) その他 5 閉会

会議内容	
1 開会	
2 選定委員会支援委託業者の紹介	
3 委員長あいさつ	金谷委員長よりあいさつ
4 議題	
5 閉会	
1 開会	【事務局】 それでは、第4回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会を開催させていただきます。お忙しいところご出席いただきありがとうございます。本日は全委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。
2 選定委員会支援委託業者の紹介	

【事務局】第4回から選定委員会支援委託業務を受託した中外テクノス㈱3名の紹介。

3 委員長あいさつ

【委員長】今日は第4回の委員会ということで、公募のチラシや要項、地域振興策の具体的な中身、視察など盛りだくさんですが、事前にお送りいただいた資料についてご説明をいただき、質疑を十分できればと思っております。よろしくお願いいたします。

議題（1） 前回委員会での指摘事項について

【委員長】議題（1）の説明をお願いします。

【事務局】（議題（1）前回委員会での指摘事項について、**資料1**を説明）

（委員からの質問・意見等無し。）

結論

- ・公募時に周辺自治会まで同意を求めたケースはない。
- ・隣接同意書については、候補地が決定してから同意をもらっているため、提出書類から省く。
- ・都市計画の手続きとしては、用地取得の見通しと周辺住民の理解が必要。
- ・土地所有者が、所有権移転登録前に亡くなられた場合は、土地所有者同意書の提出後であれば、同意は得られている。

議題（2） 公募チラシおよび要項について

議題（3） 地域振興策について

【委員長】議題（2）（3）の説明をお願いします。

【事務局】（議題（2）公募チラシおよび要項について、**資料2**の説明、議題（3）地域振興策について、**資料3**を説明）

説明の要点

- ・公募チラシA案、B案、C案の3案を提示し、その中から1案に絞る。絞った案のレイアウトや文言等を修正し、9月2日の委員会で提示する。
- ・公募期間は、平成27年10月15日（木）から平成28年7月29日（金）までとする。
- ・地域振興策の総額を3億円以内とし、予算の範囲内で実施する。
- ・地域振興策は、地域活性化交付金と環境整備補助金の2事業を設ける。
- ・ごみ処理施設の建設受け入れ地元区（自治会）にまちづくり事業プランを作成してもらおうよう考えており、プランの作成のため、コンサルタント業者の派遣等を検討するよう考えている。
- ・3億円の内訳は、地域活性化交付金を1億円以内、環境整備補助金を2億円とし、地域活性化交付金から環境整備補助金への流用は出来るように考えている。ただし、逆は考えていない。
- ・地域振興策の支払期間は、建設用地の買収が完了したあと、予算措置が講じられた年度より支払うよう考えており、地域活性化交付金は最長30年間の分割、環境整備補助金は10年以内と考えている。

- 【委員長】公募チラシのA案、B案、C案について、感覚的にどんなイメージが皆さんの好みかということになりますが、挙手でご意向を伺う前に、前もって質問されたいことはありますか。
- 【委員】各案について、変更はまだ可能ですか。
- 【事務局】今回の選定委員会で変更が生じることは、印刷業者に伝えてあります。印刷業者が作成した各案のコンセプトは大事にしつつ、重要な変更点については修正を依頼します。
- 【委員長】文言の修正を前提として、感覚的な部分についてということによろしいでしょうか。
- 【委員】3案を見た中では、C案は字の大きさが見やすく、趣旨の部分も大きくなっており、良いと思います。
- 【委員】私も一見C案が分かりやすいかなと思いましたが、バックのイラストが不明瞭のため、A案がきれいだと思います。内容をきちんと見ていただくにはC案が良いと思いますが、上のイラスト部分がわかりにくいいため、絵は違うほうが良いかと思いました。
- 【委員長】C案の支持が多かった場合、絵や写真の変更は可能ですか。
- 【事務局】確認しなければ分かりませんが、絵や写真について差し替えは可能かと思います。C案のコンセプトとして、明るい子どものイラスト等を配置して、未来を担う子どもたちのためにも必要な施設であることを伝えたいという意味合いがございます。確かに親が子どもの手をつないでいるとはなかなか見にくいかもしれないため、もっと分かりやすい写真がないか確認してみたいと思います。
- 【委員】個人的には皆さまがA、B、Cを多数決で決めていただけたらと思いますが、先ほどから話に出ている写真やイラストについて、印刷業者の範疇だと思いますが、著作権の関係の処理が若干心配なので、確認いただいたほうが良いと思います。
- 【事務局】はい。
- 【委員長】それではA、B、Cどれか1回だけ挙手してください。
(多数決の結果、C案に決定)
- 【委員長】内容についての議論に入る前に、7ページの3. 応募者の資格の下に※で記載されている部分について、説明を補足してもらえませんか。
- 【事務局】こちらについては、平成27年の4月1日以前に自治会として各1市4町に届け出がある所を対象にさせていただきたいということに記載しております。
- 【委員長】その趣旨としては、今回の公募を想定して、極端な話1人で自治会を作るといったところは対象としないということを含んでいるという理解でよろしいですか。
- 【事務局】地域振興策に関しては自治会にお支払いすることとしておりますが、それを踏まえて慌てて自治会を組織するというかたちは避けたいため、昨年度までで自治会を結成されている所を対象にさせていただきたいと考えております。
- 【委員長】確認ですが、自治会は立地している市町に届け出されているという仕組みは確実ですね。
- 【事務局】1市4町に確認させていただきました。自治会によっては法人化されている場合とされていない場合もありますが、そういった部分に関係なく自治会であれば1市4町に届け出がされていることを確認させていただいております。
- 【委員長】分かりました。それでは公募チラシのC案をベースにして、文言や公募要項、必要書類、それぞれ極めて重要な部分については基本的に今日固めたいという前提でよろしいのでしょうか。次回のことを前もって教えてもらえませんか。

【事務局】（議題（４）ごみ処理施設の視察および９月の委員会の予定について、資料４を説明）

【委員長】確認したかったのは公募チラシ、公募要項、応募書類については今日ここでほぼ決めて、文言の訂正等を検討する委員会というのは今後ないため、大筋を今日決めないとまずいということですね。

【事務局】第３回のスケジュールのときにも説明させていただきましたが、１０月に公募を開始する場合、本日の協議を踏まえ、最終的に校正されたものについて、９月２日に最終確認していただくのみとなっています。

【委員長】では、今の資料４に基づいて９月２日は、最終報告として公募チラシは提示できるけれども、それを議論する場ではないという理解でよろしいですか。

【事務局】そうです。

【委員長】その前提だと今日は非常に重要な場ですが、公募チラシの内容、公募要項、地域振興策の考え方について、ご意見やご質問をお願いしたいと思います。

【委員】先ほど質問させていただきましたが、Ｃ案の見出しが、新ごみ処理施設の建設候補について非常に見やすく、分かりやすいのではないかと思います。そして、募集期間の表示がやや小さいのではないかと思いますので、Ｂ案の募集期間のように変えてもらえないかと思います。

【委員長】確かに募集期間があまり目立ってないと思いますので、レイアウト上の問題として、もう少し大きいかたちにすることは可能ですよね。

【事務局】可能です。

【委員長】では、それはそのように対応してもらおうと思います。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】地域振興策について大分具体化されていますが、最近、地元で宮さんや文化伝統など何かを継続するといったところで費用が掛かるため困っている部分があり、今の具体例は一見すると環境の方向性に偏っている気がするため、文面として文化伝統の維持といった表現を加えた方が良いのではないかと思います。

【事務局】県の補助金の中に宝くじの補助金というのがあり、祭りで使われる太鼓の張り替えや宮さんの神輿などに対して補助が出されています。２７ページにまちづくり事業プランの例を記載しておりますが、ハード面とソフト面の振り分けとして事務局から挙げている中で、ソフト面の地域活性化という部分では、伝統文化の保護・育成補助というかたちで書かせてもらっております。また、３０ページの地域振興策のメニューの中でも、独自で考えられる中の事業として祭りなどを挙げていただいて、ハード面で神社やお墓の整備といったものを含んでいただくことも可能ではないかと思っております。

【委員長】要項だと２７ページのような具体例が記載されていないため、あったほうが良いのではないのでしょうか。あと、ハードやソフトという言葉は必要なのかという気がします。かなりあいまいな概念で、例えば２７ページの例でいうと、地域整備に「空き家の活用」とありますが、空き家を活用するためにはハードもソフトも必要ですね。全部一括で３億円限度なら分かりますが、それぞれ別々になっていて期間も違い、空き家の活用の下で「空き家の貸し出し支援」と書いてあります。ハード・ソフトという言い方よりも、地域整備と地域活性化がまだ誤解が少ないのでは。ソフトとなってしまうと、おそらく物品も買えないというイメージにもなり、分かるような分からないような概念のところがあるので、逆に困難なもの、可能なもの、可能でない

もの、要相談のものを具体例として挙げたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。問い合わせもいっぱい来るとは思いますが、どうですか。

【事務局】 以前、委員長にご相談させていただいたときにもそのようなご意見をいただき、事務局で協議させていただきました。ただ、30 ページの中でも、地元が主体の事業と、立地自治会のある自治体が主体の事業、例えば道路整備や土地改良などがありますが、どこまでが自治体で予算化ができるか、事業としてどこまで考えてこられるかという部分も今すぐの回答が難しいということがありますので、具体例としてどこまで挙げるのが可能なのか、判断が難しい状況です。まちづくり事業プランに関してはコンサルタントをまちづくり委員会に派遣したり、事務局である組合がアドバイザーになって、自治体とのパイプ役になりながら話をさせていただくという場を取りたいとは考えておりますが、コンサルタントの派遣についても予算措置等が必要なため、今はっきりと「できます」ということは言えませんが、そういったことも考えていきたいと思っており、そういう中でまちづくり事業プランを作っていたらと思っています。

【委員長】 分かりました。私もいくつか申し上げたいと思いますが、9 ページの下から 2 行目について、複数にまたがる場合の所で「当該区において」とありますが、「当該の複数区」にしたほうがいいと思います。取り方によっては、複数区にまたがっていてもそれぞれで 3 億円というふうに捉えられかねないので、全体でという意味合いというところです。それから、次のページの支払い期間について、29 ページのスケジュールを要項に参考として付けたらどうかということです。用地買収完了が極めてスムーズにいても平成 35 年となっており、結構先ですが、そのことが 10 ページの文言では分からないため、入れたほうがいいのかというのが 1 点です。それから、これは解釈上のことですが、10 ページにて地域活性化交付金は最長 30 年間で、環境整備事業は 10 年以内とあります。これ自体は結構ですが、考え方として、最初に 30 年間の使い方のようなものを全部決めなくてはいけないのか、そうではなくて、地域活性化交付金はスタートの時点で 1 億円の貯金があって、自由には扱えないが環境整備事業は 2 億円の貯金があり、それが有効なのは 30 年、10 年と決まっている。その都度使用できるかできないかを判断し、徐々に減っていくというイメージなのか、最初にいつどんなことに使うのか決めるということなのか、大きな違いだと思います。前者のイメージで良いのですか。

【事務局】 最長 30 年間の分割という部分に関しては、極端に考えさせていただくと、事務局も予算措置をしなければならないため、予算内で 1 億円を 30 年間で均等に割った額を予算化し、お支払いさせていただくということを考えておりました。基本的に、環境整備事業に関しては、計画を早めに示さなければならないという部分はございますので、まちづくり事業の中での 10 年以内に計画を立てていただき、これが許可されたものに対してお支払いさせていただくことを考えております。

【委員長】 ここはおそらく自治会の皆さまが当事者になりますが、8 ページに候補地決定後の必要書類として (3) 地域振興策まちづくり事業プランというのがあり、候補地決定後に提出となっています。それが候補地決定後、速やかに各自治会で作れるかというのが非常に疑問です。対象とするもののイメージがあり、こういうものに使えて、これは 30 年間の間、こちらは 10 年以内ということはいけるとは思いますが、それから自治会の中でじっくり考えるというのが普通ではないかと思いますが、これは先行の事例などが参考となっているのでしょうか。

【事務局】 公募を実施した自治体等のまちづくり事業プランを参考にさせていただいております。ただし、

委員長がおっしゃったように、それを数カ月で提出するというのは大変難しい話ではあるかと思いますが、こちらからお支払いする3億円という金額としてもかなり大きなものでございます。そういった部分ではやはり慎重に決めていただきたいため、これを最終的にまちづくり事業プランとして確定したものを出していただく期限については、もう少し考えさせていただきたいと思っております。ただ、コンサルティング業者の派遣や、組合からアドバイスをさせていただくということもあるため、そういった部分も含めて期限を確定していきたいと思えます。立地自治会が確定した以降の提出書類ということで、例えばこのまちづくり事業プランに関しては、確定してから1年以内といった短いスパンではちょっと難しいと思っておりますので、もう少し出す期間については長く取るかどうかを考えております。

【委員長】 そのことについて要項に記載がないため、29ページのスケジュールに、候補地の決定後にまちづくり事業プランを提出するなどを追記したほうが良いと思えます。そこに一番関心があると思うので、29ページは応募される方の立場に立ったときに流れが分かるものになっていたほうが良いのではないかと思います。

【委員】 まちづくり事業プランの記載例は大まかなものですが、実行段階では実施設計や見積りがあると思えます。プランの時点で費用を出せないと思えますし、10年、30年という長い期間のため、事情など当然変更があった場合はプラン変更もありえます。最初にはちょっと無理だと思えます。

【事務局】 あくまでまちづくり事業プランに関しては、地域振興策を出させていただく中で、新しいごみ処理施設を中心として循環型の社会を住民の皆さんと一緒に考えていこうというコンセプトにしたいと思えます。というのは、今まで何十年かけて候補地を探し、候補地がなかなか決まらず公募とさせていただいているので、新ごみ処理施設については熱回収や電気利用を踏まえた施設を目標にしておりますが、新ごみ処理施設を中心とした地域活性化について自治会が考えるコンセプトを、まちづくり事業プランである程度示していただきたいと思っております。事業計画に関しては、あくまで予定です。例えば拠点となる自治会館が老朽化しているため更新したい、防災に強い自治会にするため山に手を入れたいといった予定など、今、自治会として考えていることを出していただけたらと思えます。実際、現段階では金額も不明ですし、事業が可能かどうかといった部分は、立地自治会がある自治体にも話をしなければならないため、事務局としてもまちづくりプランが全てとは考えておりません。これを目標として私たちはこういうかたちで進むという自治会の意思を示していただいた中で、事務局も地域振興策として補助させていただけたらと考えております。

【委員長】 分かりました。金額についての考え方は、2億円と1億円の事業の性格の違いについて、使う権利が30年や10年の間にその自治会にあり、認められたものについて使っていくとその貯金が減っていくというイメージは良いのですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 分かりました。もう1つ、13ページにおけるまちづくり事業の例について、太陽光発電施設のイメージがありますが、ほかの農産物直売所等と、太陽光発電施設と温水を利用した農業施設というのが、自治会全体に関係するものと、場合によっては個々の家に関係するものとなっております。自治会全体に関わるものに限定されるのか、自治会を構成する個人の所有物に対しても、自治会の意思であれば構わないということでしょうか。

【事務局】あくまでもまちづくり事業のイメージは例として挙げておりますが、個人の方の利益が発生するものにどのようなものがあるのか、まだ事務局でつかみ切れていない部分はあります。

【委員長】そこはかなり大事なところだと思います。空き家の支援も、結局は具体的な農家の人の家のことになると思うので、私は別に構わないと思います。例にある農業施設も、個々の農家が該当するため、個々の農家を非該当とするなら例に加えないほうが良いと思います。太陽光発電施設も、自治会で所有している場合は自治会館ぐらいしか考えられないため、この2つを例として入れるということは、基本的に個人人の所有に対しても自治会で同意すればいいという意味になると思います。もしそうでないなら削除したほうが良いと思いますが、どちらでしょうか。

【事務局】今後詳細を決めながら検討する必要がありますが、あくまで自治会単位にお出しする地域振興策のため、自治会がその部分について同意し、自治会として考える事業であればいいとは思いますが。例えば農村地帯において、温水や電気を利用してハウス群を作り、地域住民が栽培したものを道の駅で販売するなど、個人に利益が発生してくる部分もあろうかと思えます。要項等を決めていく中で最終的な判断をさせていただきたいと思うんですが、自治会単位としてそういった活性化をするということであれば、区自治会が考える事業プランとしてはいいプランになると思います。

【委員長】分かりました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】9 ページでご説明いただいた地域振興策の流用の件ですが、流用できる金額の限度額はいくらかですか。

【事務局】限度額は基本的には考えておりません。

【委員】それでは、限度額を3億円にはいかがでしょうか。個人的な意見としては、地域振興のソフト事業が0円でもよいのかと思っておりますが、それを許すのであれば限度額を上げて構わないのではないのでしょうか。環境整備補助金の限度額を3億円、地域活性化の交付金の限度額を1億円として、総額3億円以内にはいかがでしょうか。

【事務局】紛らわしいのではないかなと思うんです。4億円というような誤解を防ぐためにも、実際に足して3億円というほうが分かりやすいのではないかなと思います。

【委員】分かりました。そういう事情であればその書き方にはこだわりません。それに関連して30ページの地域振興策のメニューにある事業内容の例について、ソフト事業は①のみで、環境整備事業の②にはいろいろと挙げられています。この資料ではソフト事業で何に使えばいいかわからないため、1億円をうまく使えないのではないかなと思います。

【事務局】メニューとして示さないとなんに使っていいかわからないというのもおっしゃるとおりだと思います。例えば、道の駅などをハード面で作り、その運営をソフトの交付金で実施するというのも良いのではと考えております。ソフト事業としてどういう例が挙げられるか、お示しできる範囲で記載していこうと思います。

【委員】地域活性化ということ言えば、既に多くの事例があると思いますので、いくつか具体的に挙げておくのでいかがでしょうか。

【事務局】そういう部分に関してはもう一度調べさせていただいて、その部分で例として挙げられるだけは挙げさせていただこうと思います。

【委員】形式的な確認ですが、7ページや15ページの5応募時の必要書類の中で※で記載されている部分について、⑥と⑦というのは、「区（自治会）名、印」「区（自治会）名、印」というのは2

回実施するということか、誤記のどちらでしょうか。

【事務局】自治会長と自治会ですので、訂正をしなければならない内容です。

【委員長】必要書類について、募集期間が年度をまたいでいるため、自治会の総会とそれに基づいた同意書の提出の間に、自治会長が変わることも当然ありうると思いますが、提出時の自治会長でいいということかどうか、明記しておいたほうが良いと思います。決定されたときを重視するのであればそのときの自治会長の名前で提出していただくか、提出時の自治会長の名前ということで構わないとするのか、決めておかれたほうが混乱しないのではないかと思います。提出時の自治会長のほうが良いのではないのでしょうか。

【委員】議事録は原本を自治会で保存されていて、総会開催時の自治会長が判を押していて、その写しについて、原本に間違いないと提出時の自治会長が判を押すというのが普通だと思うので、そのようにしてはいかがでしょうか。

【事務局】委員がおっしゃっていただいたとおり、提出時の自治会長が申請いただければそれで結構です。

【委員】議事録の件で、区としてそれに賛成するという意味での証明議事録であれば、自治会長のあいさつの中で何も反論がなかったら趣旨として良いのか、議案として取り上げるのか、どこまで総会でかけた議事録が必要でしょうか。総会にて具体的に議案とするのが非常に難しい部分があるので、こうあるべきだというある程度のニュアンスがあった方が良いでしょう。

【事務局】⑤に区（自治会）会則または規約〇条に基づいた賛成とするように記載しておりますので、議案としていただいた内容と考えております。

【委員】例えば自治会でこういう必要な事業があり、こういう土地があり、地域振興の施策も必要なため、区として事業に応募しますということの賛否という程度であれば自治会でも書きやすいです。もっと具体的な場所を指して同意を求める場合、具体的過ぎて質問にも答えにくい部分があるという感覚がありました。

【事務局】今後の事業として、決定した立地の周辺の方や自治会の同意があると進めていきやすいため、自治会の同意としては、総会でしっかりと採決していただいたものをご提出いただきたいと考えています。

【委員】そういう趣旨を明確にすればいいと思いますが、自治会としては複数の応募があった場合、不採択の報告をしていただかないといけないので、総会での取り上げ方について問い合わせや確認があった際は、統一的な考え方でお話しいただけたらいいと思います。

【委員長】仮に同一自治会の中で複数応募があっても、優先順位を自治会の中で付けるのではなく、それぞれ受け取り、比較評価をこちらですという流れであって、1つに絞ってもらう必要はありませんよね。

【事務局】はい。自治会として同意をいただけるのであれば構いません。

【委員】10ページの15、地域振興策の支払期間という部分ですが、原則として事業完了後支払いますとなっていますが、事業中は自治会のお金で実施し、事業完了後に支払われるということでしょうか。

【事務局】支払いについては、いただいた実績の報告に対して支払いさせていただこうと考えております。県や市町による補助金との兼ね合いで、中間払い等が可能かという部分もあり、何らかの報告は必要になると思います。中間払いのための報告の方法等に関してはもう少し要項等で詳しく検討する必要がありますが、あくまで報告に対してお支払いするというところで進めていきたい

と思っております。

【委員長】この書き方について、検討したほうが良いと思います。

【副委員長】1点目、12ページの内容が実際のチラシに載る文章と理解しておりますが、説明会の開催について、自治会と土地所有者の要望に応じて開催されるということでしょうか。2点目、26～27ページのまちづくり事業プランは応募時の提出書類ではないので、参考資料ということでしょうか。先ほど議論がありましたが、スケジュール表と併せて、準備するタイミングを提示した方が良いと思います。3点目、30ページのハード事業について、②環境整備事業補助金の以下の事業内容は、2億円の中に含まれるものではなく、追加的なものということでしょうか。その中で、備考欄に「各自治体の補助額は補助金の総額に含まない」と書かれた要望事業は、追加的なものという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】「各自治体の補助額は補助金の総額に含まない」という内容は、県や市町の補助金では不足する部分を2億円の中から支払うこととなりますが、県や市町の補助金額はこの2億円の中には含まないという意味です。

【副委員長】要望事業の上の補助事業は、環境整備事業補助金とは別の事業ということですか。

【事務局】環境整備事業補助金の中のプログラムです。1点目の説明会については、公募チラシの配布が完了する10月15日以降の開催を予定しており、自治会・個人問わず、チラシを見て説明を聞きたいという方に参加いただくことを考えております。

【副委員長】それとは別に、組合側で説明会参加募集も併せて行うということですか。

【事務局】全体の説明会を一度開催することを考えております。1市4町のほぼ中心である豊栄のさにて説明会を実施しますが、対象としては1市4町の中で公募の意思や興味をお持ちの方であれば誰にでも来ていただくことを考えております。

【副委員長】1回のチラシ配布や説明会ではあまり反響がないおそれがあるので、かなり積極的にアピールしたほうが良いと思います。

【事務局】今の予定では公募開始後の11月ごろに全体の説明会を1回予定しており、12月ごろに施設の見学会を予定しておりますが、年明け後が自治会交代に伴う総会が行われる時期のため、状況を見ながら、あと1～2回の説明会が必要であれば、事務局としても集まりやすい場所を検討して追加開催したいと考えています。

【副委員長】公募検討のための臨時総会はなかなか開けないと思うので、1～3月に向けて重点的に実施する必要があるのではないかと思います。

【委員長】今の点と関連して、5ページ・12ページの表現ですが、公募説明会の部分について、「受け入れを検討いただいている区」といった表現ではなく、「どなたでも結構です」としたほうが良いと思います。この表現だと、説明会に参加することで公募に参加する気があると受け取られるため、参加しにくいのではないかと思います。1市4町在住者と限定する程度は良いと思いますが、会場準備の関係で事前に人数を把握するため、参加する旨を連絡いただく程度で良いのではないのでしょうか。そのときに簡単なアンケート等にて詳しく相談したい方の連絡先を伺ったうえで、個別に話をしたらいいと思います。その場でやるのはなかなか難しいと思います。説明会はあくまでも全体の情報を伝えるためであって、真剣に土地の提供を検討されている方は、当然ご自身の事情などについて個別に直接相談したいのではないかと思います。それが速やかにできるような工夫が必要なため、参加者全員に配布するアンケート等の中で気軽に書け

るものが良いと思います。

【委員】地域振興策のメニューについて、30 ページに記載の期間の部分で、1 回限りという表現がありますが、例えば交通安全施設設置を複数箇所計画する場合、1 回とはどういう考え方になるのでしょうか。例えば同一施設においては 1 回限りといった表現であれば分かりますが、分かりにくい書き方のため、削除してはいかがでしょうか。

【委員長】1 回限りという表現は不要ではないでしょうか。対象とする内容だけの縛りであって、別に 2 回使っても良いかと思います。あと、②の環境整備事業に公民館・集会所建設補助金とありますが、建設および改修にしてはいかがでしょうか。

【事務局】事業内容には改修と記載しておりますが、事業名称として含めさせていただきます。期間については、施設建設に対しては 1 回限りにしたいと思っております。委員がおっしゃったとおり、道路の複数の路線を 1 回とするのか、予算上限定される範囲ができた場合に 1 回とするのかといった検討が必要ですが、1 回限りという表現では縛りが強過ぎるため、ハードの建物としての補助に関しては建設時の 1 回限りという表現で残しておきたいと思っております。

【副委員長】一つ前の話に戻りますが、チラシの最後の「問い合わせ先」は「相談窓口」としたほうが相談しやすいかなと思われました。

【委員長】それはいいですね。

【委員】先ほどの説明会について、曜日等を考慮して複数回の開催をお願いしたいということと、隣地の方の同意についてはチラシに載せないということですが、5 ページ・12 ページでは意向を聞く旨が記載されています。それは事前に隣地の方の意向も、同意書は判をもらう段階ではないが問題ないということを確認するということですね。ホームページに載せていただくのはどの内容ですか。

【事務局】ホームページには完成版のチラシと、公募要項に竣工までの主な流れを分かりやすく書いたもの、地域振興策のメニューと申請の内容、応募用紙など必要な書類はすべて掲載し、各市町の担当課の窓口でも配布するように考えております。

【委員長】4 ページの応募者資格について、「自治会が応募するときは土地所有者の同意を得ていること、また見込みがあること」となっていますが、土地所有者が応募する場合と同様に、「同意を得ていること」で止めておくとか何か支障があるのでしょうか。同意を得ていることと同意の見込みということは大きく異なると思いますが、もともとなぜ「見込み」というものを入れているのでしょうか。

【事務局】公募要項を見ていただいたほうが分かりやすいかと思いますが、例えば 9 ページの 11 の応募条件の整理にて、(2) 登記名義人が亡くなっている場合は相続人の同意が得られることということで、最終的に候補地として決定した後に全て整理されていることとしておりますので、応募の時点ではその一覧として見込みという部分で挙げていただいても、最終的には整理をしていただくということにしたいと思っております。

【委員長】では土地所有者が応募する場合、土地所有者が複数にまたがっている場合は全員が同意しないと応募できないという仕組みで、自治会が応募するほうが緩いということですね。

【事務局】はい。

【委員長】分かりました。ほかにはいかがでしょうか。

【事務局】最終的に、4～5 ページはチラシの A～C 案までの内容を箇条書きにしもので、11～12 ページが

チラシのうちインパクトのある部分を要約し、文字を大きくしたり絵を入れておりますが、どちらがよろしいでしょうか。11～12 ページに関しては、内容をかなり省略し、最終的には公募要項で詳細を確認していただくようなチラシにさせていただこうと思っております。内容はできるだけあっさりしたものとして、先ほど決めていただいた C 案をベースに文字サイズ等を大きくすることに加え、現在の案では地域振興策の案が裏面となっているため、例として掲載する絵については再検討し、今回の目玉として前面に載せたほうが良いかと考えております。

【委員長】 それではそれでよろしいですか。では、それをお願いします。

【委員】 まちづくり事業のイメージ絵について、太陽光発電等よりもグラウンドとか照明設備といったほうが良いのではないのでしょうか。

【委員長】 では、後で撤回できない部分のため、そこについては検討してください。

【事務局】 分かりました。

結論

- ・ 公募チラシのイラストの著作権の確認をする。
- ・ 公募チラシのイメージは C 案とし、募集期間のレイアウト等を修正する。
- ・ 平成 27 年 4 月 1 日以前に区（自治会）として 1 市 4 町に届け出をしている区（自治会）を対象とすることを追加する。
- ・ 再度校正したものを委員へ再配布し、9 月 2 日の視察研修にて最終確認する。
- ・ 公募要項の参考資料として、書類の提出時期等を加えたスケジュールを追加する。
- ・ 地域振興策のメニューについて、ソフト事業の例を追加する。
- ・ 公募要項（素案）の 5. 応募時の必要書類（4）の⑦を「区長（自治会長）名、印」に修正する。
- ・ 必要書類の総会議事録は、原本の写しとし、提出時の区長（自治会長）が原本証明をしたものとする。
- ・ 公募要項（素案）の 15. 地域振興策の支払期間について、表現を検討する。
- ・ 公募説明会の対象者について、無制限とする。
- ・ まちづくり事業のイメージイラストについて、掲載するものを見直す。

議題（4） ごみ処理施設の視察について

9 月の委員会の予定について

【委員長】 先ほど途中になりましたが、議題（4）の視察について、これは委員会ではなくて、視察という位置付けですか。それとも委員会ですか。

【事務局】 9 月 2 日は委員の皆さまに委員会開催の承諾をいただいておりますが、先ほど事務局から触りだけ説明した資料 4 の 31 ページのとおり、今回選定委員会に参加していただいている皆さまに、ごみ処理施設の現状を確認いただく機会として、事務局から案を挙げさせていただきました。

【委員長】 これは第 5 回の委員会という位置付けですね。

【事務局】 はい。9 月 2 日、チラシの最終案をバスの中等でご確認いただけたらと考えております。集合は、彦根市の清掃センターの職員駐車場に集合していただき、リバースセンターと日野へは彦根市の公用のマイクロバスによる移動を考えております。別の車も 1～2 台は付けさせていただいて、移動途中で抜けていただくことも可能とさせていただこうと思っております。

【委員長】 それについて何かご質問等いかがでしょうか。それでは、その他何か事務局からありますか。

【事務局】最後に、32 ページが公募を希望されている方を対象にした施設見学の内容です。最新の設備として見学に行けたらと思っておりますので、こちらについても、公募希望者とは別に委員会の委員さまにも見ていただくため、委員会を利用して行けたらと考えております。今のところ平成 27 年 12 月と計画しているのは、あくまで公募を希望されている自治会、土地の所有者を対象としておりますが、先ほど皆さまよりもう少し広めたらというお話もございましたので、見学希望者を対象と思っております。ただし、見学先の事情もあるため、今年度には開催しようと思っておりますが、見学会はできるだけ回数を増やし、多くの方に最新設備を見ていただけるように配慮してほしいという管理者の意向のため、今のところ予算の都合で最大 2 回までしか考えてはおりませんが、そういうかたちで見学会を行いたいと思っております。

【委員長】この 2 つの施設を選んだ理由は何ですか。

【事務局】まず 1 つは今までの計画における施設規模が近いということと、ごみ処理方式としてガス化溶融炉と全連続燃焼式ストーカ炉という違う炉であるということです。様々な付帯設備、例えば宿泊施設などがあります。もう 1 つは、今回のごみ処理施設とは無関係ですが、最終処分場も併設されており、一体的なごみ処理が行われている施設でもあったので選択しました。距離がさほど離れていないため、1 日で見学できる範囲で最適ということで選んでみました。最後に、公募チラシは C 案を基本として印刷業者に図案を作っていただきます。その後、9 月 2 日の案内もさせていただき、今回は見学というかたちのため、再度出欠の案内を取らせていただきます。それまでに印刷業者からの校正版を、再度メール等にて見ていただこうと思っております。その中で修正すべき部分があれば、その内容を考慮して最終的に 9 月 2 日の見学会で見えていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員長】では、これをもちまして第 4 回の委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

結論

- ・第 5 回選定委員会として、9 月 2 日に彦根市清掃センター、クリーンわたむき、リバースセンターに視察する。
- ・公募希望者に予定している施設見学地を、公募希望者とは別の日に選定委員にも視察してもらう。